

社保研究部  
だより

## 経過措置期限迫る10月10日まで 院内感染防止対策と外来環の再提出

歯科初診料の注1の届出および外来環の再提出の経過措置期限は、10月10日(必着)まで。10月末までに要件審査を終え受理された場合は、10月1日に遡って算定できる。

### ○歯科初診料注1(院内感染防止対策)

2018年10月10日までに、「歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準」(別添7)を届け出るが、添付書類である様式2の6「歯科点数表の初診料注1に係る届出書添付書類」は必ず添付しなければならない。また、届出書に添付する「院内感染防止対策の研修に係る届出書添付書類」(様式2の8)の提出期限は2019年3月末までなので、まだ受講していない場合は、それまでに研修を受講し改めて提出することになる。

▶院内感染防止対策の研修を受講している場合  
10月10日までに(必着)

(別添7) 基本診療料の施設基準等に係る届出書

(様式2の6) 歯科点数表の初診料の注1に係る届出書添付書類

(様式2の8) 院内感染防止対策の研修に係る届出書添付書類

▶院内感染防止対策の研修が未受講の場合  
10月10日までに(必着)

(別添7) 基本診療料の施設基準等に係る届出書

(様式2の6) 歯科点数表の初診料の注1に係る届出書添付書類

2019年3月31日までに(必着)

(別添7) 基本診療料の施設基準等に係る届出書

(様式2の8) 院内感染防止対策の研修に係る届出書添付書類

### ○外来環の再度の届出

2018年3月以前に外来環を届出済みである場合も、9月末で経過措置が切れるため、再度の届出が必要になる。その際、「平成30年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取り扱いについて」(8月23日発出通知)によって、届出書の添付書類(様式4)の記載が一部省略できる。

「基本診療料の施設基準等に係る届出書」(別添7)の欄外余白に「届出直し」と記載する。外来環1として再提出する場合は、添付書類の様式4は、「1 届出を行う施設基準」の欄のみ記載し、「2」以降は省略できる(下図)。そのため、医療安全研修などの修了証の写しの添付も不要になる。

様式4

### (歯科外来診療環境体制加算1) (歯科外来診療環境体制加算2)の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出を行う施設基準(該当するものに○を付け、該当する受理番号を記載すること)

歯科外来診療環境体制加算1(2から5までの項目について記載)	
歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準	受理番号:(歯初診)
歯科外来診療環境体制加算2(全ての項目を記載)	
地域歯科診療支援病院歯科初診料	受理番号:(病初診)

※それぞれの施設基準を同時に届出する場合は、受理番号欄は「届出中」と記載すること。

近畿厚生局の専用サイトから様式はダウンロードできる。

## 70歳以上の患者のレセプト特記事項欄記載の経過措置

8月から70歳以上の自己負担限度額が下表のとおり引き上げられ、レセプトの特記事項欄に記載が必要になったが、何らかの事情で記載対応が間に合わない場合の経過措置として、11月請求分までは下記のように取り扱い、一律に戻さないことになっている。

▶負担割合が3割の患者

3割の患者で、レセプト「特記事項」欄の記載がない場合は、略称を「区分ア」とみなす。ただし、「負担金額」または「一部負担金額」が請求点数からみて3割分でない場合や「区分ア」の限度額に一致していない場合は、「区分イ」または「区分ウ」と疑われるため、返戻などで確認を求められる。

▶負担割合が2割または1割の患者

負担割合が2割または1割の患者は、「特記事項」欄への記載がない場合は「区分エ」とみなす。ただし、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を確認し、レセプト摘要欄に「低所得Ⅰ」または「低所得Ⅱ」の記載がある場合は、「区分オ」とみなす。

○限度額適用認定証などの提示がない場合

低所得に区分される、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の確認が困難との問い合わせが多い。「2割または1割」の場合でも、認定証の有無で負担限度額が大幅に変わる。低所得の区分は、住民税の非課税世帯などが該当するが、市町村などに申請しなければ発行されない。患者に尋ねても不明な場合は、各自治体に問い合わせるよう促す必要がある。

(表) 高齢受給者又は後期高齢者の区分

一部負担金等の割合	限度額認定証の記載等	「特記事項」欄等に記載する略号又は略称	外来限度額(レセプト単位)
3割	限度額適用認定証の提示がない場合	26区分ア	252,600円+(医療費-842,000円)×1%
	限度額適用認定証の適用区分が「現役並みⅡ」又は「現役Ⅱ」の場合	27区分イ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%
	限度額適用認定証の適用区分が「現役並みⅠ」又は「現役Ⅰ」の場合	28区分ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
2割または1割	限度額適用認定証の提示がない場合	29区分エ	18,000円
	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証「Ⅰ」又は「Ⅱ」の場合	30区分オ	※8,000円

※住民税非課税世帯

## 支払基金審査提供事例

2018年8月27日に支払基金が下記の審査提供事例を示した。算定項目の先頭の番号は、これまで提供された事例の連番を表している。

### 55 歯周病検査②

○取扱い

原則として、スケーリングの効果調べるために当該処置後(同日)に行った歯周病検査の算定を認めない。

○取扱いを定めた理由

歯周基本治療の後に実施される2回目以降の歯周病検査は、当該治療等の効果、治療の成否、治療に対する反応等を把握するために、歯周ポケット測定、プロービング時の出血の有無、歯肉の炎症状態等を検査するものであり、スケーリング後の同日に歯周病検査を行った場合においては、正確な結果が得られないと考えられる。

### 56 暫間固定③

○取扱い

原則として、歯周病の急性症状等により、歯周病の診断を行うための初回の歯周病検査が実施できない場合における暫間固定(簡単なもの)の算定を認める。

○取扱いを定めた理由

歯の支持組織の負担軽減のため、歯周病の診断を行うための初回の歯周病検査が実施できない場合においても、暫間固定を必要とする場合がある。

**第41回 保険医まつり**

夫人も子供も一緒に楽しもう!

# ミニ四駆

参加無料

競技大会

各回定員30人

10月27日/28日

15:00~ 12:00~

15:00~

マイドームおおさか 1F  
CAR FESTA エリア内

事前準備なしでも、お気軽にお楽しみいただけます。

ミニ四駆 持込OK

ミニ四駆の販売(2,000円、工具レンタル・ミニ四駆マイスターによるワークショップ付き)と組み立てコーナーを設置いたします。また、大会に参加しなくても自由にコースで遊べますので、お気軽にお立ち寄りください。




※大会エントリーはお電話またはホームページよりお申し込みください。受付は各開催時間の10分前までです。当日の受付もできますが、参加者多数の場合は事前エントリーの方を優先させていただきます。また、タイムアタック形式でのレース競技となります。

お問い合わせ  
大阪府保険医協同組合 担当: 寺内・沖田  
〒556-0021 大阪市浪速区幸町 1-2-34  
TEL: 06-6568-2741 FAX: 0120-02-9381